

「那珂川河川整備計画（骨子）」について、
学識経験を有する者、関係する住民、関係県から
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「那珂川河川整備計画（骨子）」について学識経験を有する者、関係する住民、関係県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|-------------------------------------|----------|--|---|
| 1. 2 計画対象期間 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画対象期間について <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の対応について、適宜見直すことが重要である。 ・ 計画の見直しについて、PDCAサイクルを記述すべき。 ・ 順応的管理という考え方を基本において計画を定めるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画については、必要に応じて適宜見直しを行う旨を、原案「3.2 計画対象期間」に記載しました。 |
| 2. 河川整備計画の目標に関する事項 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後30年の計画であるが、30年さかのぼり、那珂川で行ってきた施策について検証し、今後の計画に反映すべき。 ・ 春先を除けば、那珂川は流量に関しても比較的豊かであり、そういう特徴を考慮しながら河川整備を進めていくという考え方を示すべき。 ・ 目標の順序については、那珂川全体にかかるものを先に記述すべき。 ・ 目標に水質を記述すべき。 ・ 那珂川の特性を具体的に記述すべき。 ・ 「橋梁の架け替え、遊水池の整備」等の記載があるが、短期、中期、長期と言った時間軸の明示をすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、これまでの取り組み等について、原案「1.2 治水の沿革、1.3 利水の沿革、1.4 河川環境の沿革」に記載しました。 ・ また、那珂川の水量の現状を、原案「2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」に記載しました。 ・ 河川整備計画の目標については、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ また、那珂川の特長について、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。 ・ 整備手順を具体的にお示しすることは容易ではありませんが、上下流、左右岸のバランスの確保を図りながら進めていくこととしており、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しています。 |
| 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川流量の経年変化について <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の河川流量データを提示すべき。 ・ データの根拠を記載すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川の流量データについては、第3回那珂川河川整備計画有識者会議の資料の中で提示しています。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----------------------------------|----------|--|---|
| | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に流下させることの定義が記述されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 |
| | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化によって気候変動しているか否かを明言できないことから、地球温暖化は除くべき。 ・ それぞれの目標に気候変動を記述すべき。 ・ 異常気象を考慮し、300年に1度の洪水に対応すべき。 ・ 気候変動により今後の雨の降り方が変化し、洪水対応が変わってくるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ IPCC 第5次評価報告書統合報告書において、気候システムの温暖化について疑う余地はないことが示されており、地球温暖化が進行すると、今後、さらにこのような水災害の頻発化・激甚化が懸念されています。 ・ また、気候変動に関する旨を、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 ・ 計画の規模の決定に当たっては、河川の重要度を重視するとともに、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定めています。なお、気候変動による洪水対応について、原案「2.5 新たな課題」に記載しました。 |
| 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 | 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の適正な利用及び流水の機能に対して、少し丁寧に記述すべき。 ・ 野口地点で正常流量を確保することは可能なのか。確保するための手段はあるのか。 ・ 一時的な水利用の減少により計画を作成せずに、長期的な視野で考えるべき。 ・ 海水の遡上はどこまでくるのか記述すべき。 ・ 気候変動による海面上昇により下流部の取水に影響があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する旨を、原案「2.2 河川の適正な利用流水の正常な機能の維持に関する現状と課題、4.2 河川の適正な利用流水の正常な機能の維持に関する目標」に記載しました。 ・ 野口地点の正常流量の不足を補うための施設は無いことから、日頃から関係水利利用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には水利の実態に合わせた見直しを適切に行うこととしました。 ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を立てるに当たり、水利使用については現時点で水利使用者が持ち得る最新の長期見通しと言える水利権量を基本に検討しています。 |

| 章節 | 論点番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|-----------------------|------|---|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> また、海水の遡上区間については、原案「2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」に記載しました。 気候変動については、原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載しました。 |
| 2. 3 河川環境の整備と保全に関する目標 | 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・桜川の水質について <ul style="list-style-type: none"> ・アオコの発生する要因を具体的に明示し、目標とすべき。 ・桜川のBOD5mg/L とは、平成10年よりも前の話であり、現在は年間平均で3mg/L 前後で推移しており、5mg/L は夏季のアオコ発生時のことである。3mg/L 以下としていくが妥当である。 ・桜川の新たな目標値とともに千波湖の目標値も明記すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、アオコが発生する要因について、原案「1.4 河川環境の沿革、4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。 ・当該目標は環境基準を基に設定しているものです。今後も安定的に達成できる状況であれば、関係機関と連携し目標の見直しの検討が必要と考えます。 ・なお、千波湖の目標値については、計画対象区間外のため、今後の参考とさせていただきます。 |
| | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性について <ul style="list-style-type: none"> ・河川環境悪化に影響されやすい環境パラメータ的な「カジカ」の固有名詞も記載すべき。 ・多様な生物にシジミの記述を追記すべき。 ・生物多様性を維持できる河川環境の視点を記載すべき。 ・外来魚に対する対策や問題の啓発についても記述すべき。 ・生物の生息地というのは、長いスパンで確認する必要がある。 ・順応的管理を記述して頂き、モニタリングした上でフィードバックしていく仕組み作りとしていただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、那珂川の溪谷にはイワナ、カジカ等が生息している旨を、原案「1.1 那珂川の流域及び河川の概要」に記載しました。 ・また、生物多様性については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。 ・シナダレスズメガヤ等の外来生物への対応については、必要に応じ防除等の対策を実施する旨を、原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。 ・また、河川周辺環境について、原案「5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|--|----------|--|--|
| | 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・ 古来交通の要衝であった兩岸の渡船場跡に水を親しめるようなミニパークを整備、舟渡の由来坂や石碑等の設置を通して、地域と川の関わりを後世に残すことも治水事業の一策である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備、5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 |
| 3. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下流バランスについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下流バランスをはかり、着実な整備を進めるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進める旨を、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 |
| | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水等を安全に流下させるための対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急の築堤、水門・排水機場の整備を図り洪水、内水、高潮、津波から生命財産が守れるよう早く着手すべき。 ・ 洪水時に本川から逆流し、浸水被害が生じている排水門の整備を要望する。 ・ 那珂川からの洪水が逆流するため、逆流の防止に努めるべき。 ・ 那珂川河口は海岸の砂溜まり対策などで問題があり、大貫海岸に導水路を作って外洋に排出すべき。 ・ 遊水地が実現していないことから、万一の安全は保証されていない。 ・ 堤防整備により無理に河道を整備した箇所は、洪水の度に被害が生じている。川の流れを自然な形に戻す対策もあるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しました。 ・ また、河道形状の把握に努める旨を原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|--|--|
| | 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川下流部の無堤部について、堤防整備を早期着工、完成させるべき。 ・ 涸沼川の無堤部について堤防整備を行うべき。 ・ 中流部の無堤部について、背後地の状況を勘案した堤防整備を行うべき。 ・ 脆弱な堤防の補強をすべき。 ・ 計画高水位以上の堤内地であり、堤防整備区間から除外されているが、上下流の堤防が整備され、堤防よりも低い土地に住居しており不安である。上下流と同様に整備すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、堤防整備については、原案「5.1.1(1)1)堤防の整備」、中流部の浸水対策については、原案「5.1.1(1)5)中流部の浸水防止対策」に記載しました。 ・ なお、河川の整備に当たっては、計画高水位以下で洪水を流下させることとしております。頂いたご意見は参考とさせていただきます。 |
| | 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河道掘削について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河口部は明治時代においては土砂の堆積により砂州ができていた。導流堤撤去による影響が懸念される。 ・ 河床の浚渫を早期に実施すべき。 ・ 川幅を広げることによって水勢を弱めると同時に遠心力を弱小化させるため河道掘削すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、河道掘削の実施については、原案「5.1.1(1)2)河道掘削」に記載しました。 |
| | 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊水地の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊水地を整備する場合、地権者と十分に意思疎通を図るべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、河川敷に形成されている多様な生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川空間の利用状況などに配慮しながら、関係機関と調整する旨を原案「5.1.1(1)4)洪水調節容量の確保」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|---|---|
| | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中流部の浸水防止対策について ・ 対策箇所、対策方法の選定にあたっては、市町村の意見を十分反映させるべき。 ・ 栃木県内についても中流部浸水防止対策について、整備計画に位置づけをお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、中流部浸水防止対策について、原案「5.1.1(1)5)中流部の浸水防止対策」に記載しました。 |
| | 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、津波遡上対策について ・ 津波について記述すべき。 ・ 南海トラフ等の巨大地震の発生も予想されるので、水門操作の自動化や耐震化を進めるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、洪水を安全に流下させるための堤防の整備により、高潮及び比較的発生頻度の高い津波による災害の発生の防止を図る旨を、原案「5.1.1(1)1)堤防の整備」に記載しました。 ・ また、水門、樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進める旨を、原案「5.1.1(3)地震・津波遡上対策」に記載しました。 |
| | 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内水対策について ・ 内水発生の要因・被害状況により、排水樋管の設置も含め排水機場を整備すべき。 ・ 那珂川下流部の内水対策はどの程度の降雨量まで対応できるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で、必要に応じて排水機場の整備等、内水被害の軽減対策を実施する旨を、原案「5.1.1(4)内水対策」に記載しました。 ・ なお、降雨の状況や、地区により状況が異なることから一概にはお答えすることは困難です。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|-------------------------------------|----------|---|--|
| 3. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 正常流量は確保できるのか。できない場合の問題点を記述すべき。 ・ 「地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応について、流水の正常な機能の維持と確保ができるよう関係機関と調整を行い、調査検討を行います。」と記述すべき。 ・ 那珂川において水利用の合理化とは何を指しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を安定的に確保するよう努めてまいります。なお、ご意見を踏まえて、渇水時に正常流量が確保出来ない状況となった場合に生じる問題点を原案「2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」に記載しました。 ・ また、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応について、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しました。 ・ 河川水の利用について、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行うことです。 |
| 3. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項 | 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の整備と保全に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源である那珂川の貴重なアユ等の水産資源や自然環境に十分配慮をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、水産資源の保護及び漁業といった河川利用に配慮する旨を原案「5.2.3 (3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 |
| | 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質改善対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質保全について、国土交通省として、できることを記載するのか、地方自治体等との連携も含めて記載するのか。 ・ 桜川下流部の水質改善対策を推進すべき。 ・ 環境基準を満足するように改善対策の継続が必要であり「夏季に」を削除してはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、水質保全に関する旨を、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しています。 ・ また、桜川下流部について、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しました。 ・ また、桜川については、環境基準のみならず、夏季においても BOD5mg/l 以下を目指すものとして記載しています。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 桜川本川と千波湖用水に適切な維持流量の設定が必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> なお、桜川本川と千波湖用水の維持流量の設定に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。 |
| | 21 | <ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦導水事業について 霞ヶ浦導水事業について、国土交通省の継続的なプログラムを持って、遂行していくべき。 霞ヶ浦導水事業については、計画的に進め、事業効果が早期に発現されるよう努めるべき。 霞ヶ浦導水事業を盛り込んだ河川整備計画の策定をすべき。 霞ヶ浦導水事業は、異なる流域を人的につなぐものであり、考え得るリスクをリストアップし、想定外がないようにし、リスク管理の方法を準備、あるいは実施することを記述すべき。 霞ヶ浦導水事業の一環として計画されている桜川の浄化用水導入の早期着手・完成を希望する。 霞ヶ浦導水について、那珂川のどのような流量変化の基で運用されるかを明示し、位置づけを河川整備計画の中で示すべき。 霞ヶ浦導水事業と那珂川洪水の軽減については、すべて一元化管理して責任体制を確立すべき。 霞ヶ浦導水事業との関係もあり、十分に検討すべき。 霞ヶ浦導水は、他の流域にまたがる事業であり、利根川流域の河川整備計画はどの様に対応するのか。 ダムの少ない河川であるが、霞ヶ浦導水事業とバランスを考慮して新しい治水事業として確立すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、原案「5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項、5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」を記載しました。 異なる流域をつなぐリスクの対応について、原案「5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項、5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しました。 桜川の浄化用水導水について、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しました。 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩化物イオン濃度等の水質を管理する旨を、原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しました。 河川管理者として、管理体制を確立し、適切に管理して参ります。 霞ヶ浦導水事業は水質浄化、流水の正常な機能の維持、新規都市用水の確保の三つを目的として、那珂川、霞ヶ浦、利根川を連絡する流況調整河川を建設する事業です。河川整備計画の策定単位は、那珂川、霞ヶ浦、利根川・江戸川となります。 霞ヶ浦導水事業とバランスを考慮して新しい治水事業として確立というご意見については、今後の参考とさせていただきます。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|---|---|
| | 22 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全と再生について ・ 自然環境の保全と再生についても十分、検討すべき。 ・ 自然環境の豊かさと水産資源というものがこの地域の一つの大きな観光資源になっている。観光立県都市を進めていく上で非常に重要な資源である。 ・ 整備に当たっては、自然環境、あるいは水産資源等の将来にわたる維持・確保を見据えた上で、整備計画を策定していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、自然環境の保全と再生に関する旨を、原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 |
| | 23 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中流部の礫河原について ・ 中流部の礫河原が固定化し植物が増えている。 ・ 中流部の礫河原に外来種が入ってきている。 ・ 中流部の礫河原の固定化を防ぐ対策は考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 |
| | 24 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ヨシ原の保全・再生・復元について ・ 潤沼川で遊水効果のある無堤部は、直接汽水とヨシ原をつないでおり、非常に貴重な環境であり、将来にわたり保全すべき。 ・ 湊大橋下流の工事と同様に、下流部の工事にあたりヨシ原の復元を期待できる様、配慮すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、ヨシ原の保全・再生・復元に関する旨を、原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|--|----------|--|---|
| | 25 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と河川との豊かなふれあいの確保について <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川水面の利活用を目指すことを記載すべき。 ・ 堤防の所々に日陰などの休む場所を設けるべき。 ・ 堤防上をサイクリングロードとすべき。 ・ 下流部の河川敷のグラウンドの練習場はどうなるのか。 ・ 萬代橋方面への道を確保して、那珂川の3本の橋で距離を幾通りかにしたヘルスロード・コースとして県に認定してもらうべき。 ・ バリアフリー化を行い、水辺へアプローチしやすい河川空間の整備を検討すべき。 ・ 道の駅かつらから河口に至るサイクリングロードの整備を記載すべき。 ・ 水面利用時のルールについて記載すべき。 ・ 那珂川美化推進策として河川敷にボランティアを公募し、那珂川を市民の憩いの場所にして親しい河川にすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、地域住民や地方公共団体と連携して安全で秩序ある利用に努める旨を原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しました。 ・ また、河川空間の利用について、原案「5.1.3(3)人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しました。 ・ また、地域の歴史・文化、河川環境を考慮しながら、安全で秩序ある河岸周辺や水面の利用を図る旨を、原案「5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 ・ 市民等との連携について、地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進する旨を、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載しました。 |
| 3. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 | 26 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、災害の発生の防止又は軽減に関して、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。」と記述すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しました。 |
| | 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草回数が少なく住環境に影響があるため、除草の回数を増やすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、堤防の変状や異常、損傷を早期に発見すること等を目的として、適切な堤防除草、点検、巡視等を行う旨を、原案「5.2.1(1)堤防の維持管理」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所担当部署と那珂川沿岸住民との連携を強化し、堤防の管理を徹底し防災に十分協調体制をつくるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ また、堤防の管理について関係機関と連携を一層図る旨を、原案「5.2.1(7)地域における防災力の向上」に記載しました。 |
| | 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河道の維持管理について ・ 河床についても除草し、水防に備えるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や水門・樋門等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施する旨を、原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しました。 |
| | 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理について ・ 災害時の監視、水門操作員を早く配置、点検し、住民に安心を与えるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、河川管理施設の操作に関する旨を、原案「5.2.1(3)水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理」に記載しました。 |
| | 30 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法行為に対する監督・指導について ・ 不法行為に対する監督・指導に不法投棄の記述を追記すべき。 ・ 流域に一定間隔で船溜まりを整備し、勝手係留や個人占有を厳しく指導、適正な河川管理を行うべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、不法投棄対策に関する旨を、原案「5.2.3(6)不法投棄対策」に記載しました。 ・ また、不法係留船、不法係留施設に対する対策を地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していく旨を、原案「5.2.3(7)不法係留船対策」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|-------------------------------------|----------|---|---|
| | 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 築堤はほぼ完了しているが、決壊の前例があるため、調査、検討すべき。 ・ 近年の異常気象などから、想定を超える洪水が発生する可能性があり、河川整備にあわせて、ソフト対策、防災拠点の整備、資材の備蓄等について、反映させるべき。 ・ 洪水時における危機管理及び伝達方法を確立すべき。 ・ ハード対策だけでなく、起こりえる最大の災害を考慮し、ソフト的な対策を重点的に行うべき。 ・ 雨量、水位等の観測データやCCTVカメラ等の情報は冷静な判断と迅速な避難の要素であり関係機関だけでなく、地域住民が直接情報を得る手段の構築をすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施しております。この結果を踏まえ、原案「5.1.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しました。 ・ また、整備に関する事項について、原案「5.1.1(5)減災危機管理対策」に、ソフトに関する事項等について、「5.2.1(7)地域における防災力の向上」に記載しました。 ・ 雨量、水位等の観測データ等については、原案「5.2.1(7)地域における防災力の向上」に記載しました。なお、水文データ及びCCTVカメラのデータについては、HPで公開しております。 http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/ |
| | 32 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等における基礎的な調査・研究について <ul style="list-style-type: none"> ・ データは収集するだけでなく、定期的に分析すること。 ・ 那珂川流域の降雨量の把握は不十分である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.2.1(6)河川等における基礎的な調査・研究」に記載しました。 ・ 流域に設置した雨量計による観測データやレーダ雨量計を活用した面的な雨量情報の収集・把握に努めております。 |
| | 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防活動等の伝承について <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時における水防活動等の技術が伝承されていないことから計画的な研修・講習等による技術継承の記載をすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、水防活動等の治水技術の伝承の取り組みについて、原案「6.3治水技術の伝承の取り組み」に記載しました。 |
| 3. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | 34 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源と利用という視点から見たときに那珂川の特徴とは何かを明確にし記述すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、那珂川の特徴について、原案「1.3利水の沿革、2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」に記載しました。 |

| 章節 | 論点番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|--------------------------|------|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水は下流部の田植えをする比較的限られた時期に起こっており、むしろ水不足はそういうときしか起こらないと言う記述をすべき。洪水、濁水以外の状況を積極的に提示すべき。 | |
| 3. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項 | 35 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の整備と保全に関する事項について ・ 内水面漁業について記述すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「2.3(3)河川の利用」に記載しました。 |
| | 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全について ・ 外来生物の防除、駆除は不可能に近いことと思われ、「地域住民と連携して、必要な対策を実施します。」と記述すべき。 ・ 河川水辺の国勢調査について、モニタリングにとどまらず分析評価することを記述すべき。 ・ 潤沼川の無堤部における汽水域についてどの様に保全していくのか具体的に記述すべき。 ・ 漁業を営む方もおり、そういうものも含めて動植物の自然環境をしっかりと取り組むべき。 ・ ボランティアとしてヨシ原の整備をお願いしてはどうか。 ・ 水生生物の体内汚染物質の消長を測定すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、5.2.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。 ・ また、水産資源の保護及び漁業といった河川利用に配慮する旨を、原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 ・ 市民等との連携については、地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進する旨を、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載しました。 ・ 水生生物の体内汚染物質の消長については、今後の参考とさせていただきます。 |
| | 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川空間の適正な利用について ・ 河川敷を市民農園として開放してはどうか。 ・ 整備した親水ストックを活用するためにも、土砂の撤去・除草等の適切な維持管理が必要である。 ・ 水府流泳法など古典泳法の保存について記述すべき。 ・ 那珂川河川敷における盆踊り「三浜盆唄」など盛んにしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間を、まちづくりと一体となって創出する取り組みを実施する旨を、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しました。 ・ また、親水ストックの活用については、原案「5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しました。 ・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|---|--|
| | 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水面の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水府橋から大洗港までの納涼観光船航路開発をすべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間を、まちづくりと一体となって創出する取り組みを実施する旨を、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しました。 |
| | 39 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観整備は河川改修に最も縁深いものであり、涸沼川名産の蜆漁に関する環境整備も重要である。 ・ 万代橋から千歳橋までに桜を植えれば景観が良くなる。 ・ 河川敷に雑草が生い茂り不法投棄される原因である。景観維持の為に刈り取るべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、汽水域のヒヌマイトトンボが生息するヨシ原、ヤマトシジミが生息する場等の保全・再生を図る旨を、原案「5.1.3(2)動植物の生息・生育・繁殖環境の保全」に記載しました。 ・ また、植樹による景観整備については、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しました。 ・ 河川敷の草刈りについては、基本的には予算制約の関係から実施をしておりますが、関係機関と連携し景観の保全に努めてまいりたいと思います。 |
| | 40 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰でも参画しやすいイベントの開催等を踏まえて、ソフト面も充実すべき。 ・ 義務教育における学校教育と言う観点を取り込むべき。 ・ 夏休みの校外学習に至適な学習施設を作るべき。 ・ 教育のための人口河川を設置すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、原案「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備、5.2.3(5)環境教育の推進」に記載しました。 |
| | 41 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加のごみ拾いイベント等の企画を行い、河川の環境整備の意識向上に役立てるべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を地方公共団体と連携して支援し、河川美化の向上を図る旨を原案「5.2.3(6)不法投棄対策」に記載しました。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|---|----------|--|--|
| | 42 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法係留船対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不法係留船舶に対する対策」として、河川法施行令改正による放置艇に関する禁止・罰則規定を記載すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、不法係留船、不法係留施設に対する対策を地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していく旨を、原案「5.2.3(7)不法係留船対策」に記載しました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の取り組みについて | 43 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画策定の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画に当たり、地元の市町村の意見も大変重要である。 ・ 地元市町村等の合意形成について、引き続き、丁寧な合意形成を図るべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川水系河川整備計画の策定を進めるにあたり、平成27年5月から河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち那珂川河川整備計画関係県会議を開催し、関係県と検討内容の認識を深め、同平成27年6月に河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者の意見を聴く場として、那珂川河川整備計画有識者会議を開催するとともに、平成27年6月に「那珂川河川整備計画(骨子)」を公表し、意見募集をしてきたところであり、それぞれの段階において、関係県、学識経験を有する者、関係住民等から意見聴取を実施してきました。 ・ 今後も、各段階においてご意見をお聞きし、関東地方整備局の考え方を整理し、河川整備計画策定に向けた検討を進めていきます。 ・ なお、意見募集の結果等については「那珂川水系河川整備計画 第3回那珂川河川整備計画関係県会議」で公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000255.html |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ その他 | 44 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点について <ul style="list-style-type: none"> ・ 野口を基準地点に選んだ理由を記載すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川の流況を代表できる地点であり、流量の管理・監視が行いやすい地点であること、洪水形態の変化点であること、水理水文資料の蓄積があること、既定計画においても基準地点であること等があげられます。 |
| | 45 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画の早期策定をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各方面からの様々なご意見に耳を傾けつつ、策定作業を進めて行きたいと考えています。 |

| 章節 | 論点 番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|--|--|
| | 46 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川の農業等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川の非常に大きな特徴として、首都圏の近郊にあり、重要な食糧源になっている農業、漁業の環境の維持といったことを明記すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、那珂川の特徴についての旨を原案「1.3 利水の沿革、2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題、漁業の環境の維持についての旨を5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しました。 |
| | 47 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸の水道水質について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸の水道水水質の現状はどうなっているのか記述すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、計画対象区間外となるためお答えできません。 |
| | 48 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理所等の設置に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材置き場兼、資料館を整備し、有事の避難地とすべき。 ・ 那珂川水系管理事務所を設置すべき。 ・ 事務所内で関係団体の連合会など一元化を図るべき。 ・ 那珂川環境センターを設置し、中心となって地域の避難誘導、水防活動を支援すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| | 49 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 馬頭最終処分場に関するご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 馬頭最終処分場の管理監督は誰か記述すべき。また、馬頭最終処分場からの水質管理が必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、計画対象区間外となるためお答えできません。 |